

第1回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月7日(木) 午後2時00分から午後3時20分
2. 開催場所 おりなす八女 小ホール
3. 出席農業委員 (23名)

1番 月足 靖彦	2番 鵜木 敏通	3番 松尾 健一
4番 牛嶋 徹也	5番 小川 哲郎	6番 角 秀次
7番 馬場 康浩	8番 大坪知美子	9番 中島 秀徳
10番 仁田原一太	11番 稲葉 初男	12番 入江 保生
13番 高山 和典		15番 増永 勝広
16番 古賀 則夫	17番 江崎 潔	18番 中村 善徳
19番 茅島 澄雄	20番 中村 輝義	21番 田村 一彦
22番 三宅 覚	23番 池尻 律芳	24番 城後 公一
4. 出席最適化推進委員 (14名)

2番 橋爪寿賀夫	7番 隈本 俊光	9番 末石 敏和
11番 牧口 武	16番 延 和洋	
21番 一ノ瀬健次	23番 加藤 龍一	27番 仁田原政美
31番 水本 敏明	34番 森 義則	35番 古庄 秀司
37番 平 和宣	41番 栗原 英喜	44番 末崎 博利
5. 欠席委員 農業委員 (1名)

14番 今村 嗣範

6. 欠席委員 最適化推進委員 (1名)

17番 井上 健吾

7. 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案の上程
 - 第4 議案の審議

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の

処理について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 原 知輝 黒木
支所 渡部 真弓 立花支所 安田 凌介 上陽支所 葉山 多恵子 星
野支所 江藤 繁徳 矢部支所 堤 翔太

8. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長

改めまして皆さん明けましておめでとうございます。旧年中は色々お世話になりました。皆様方も希望を新たにご家族おそろいで新年をお迎えになられたことと思います。今年は新型コロナウイルス感染拡大ということで、皆様方も静かなお正月をお迎えになられたことと思います。今年最初の農業委員会総会でございます。また、皆様方には何かと行き届かない点もあろうかとは思いますが、わたくしはわたくしなりになんとか頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方のご支援・ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。本年もまたよろしくお願いをいたします。本日は大変お寒い中、雪の降る中、ご参集いただきありがとうございました。令和3年第1回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集下さいまして、誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

（ 議長 着 席 ）

議長

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 23名、

農地利用最適化推進委員 14名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、15番 増永勝弘委員、16番 古賀則夫委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p>
	(案件朗読)
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告1件・議案4件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては21件です。解約のあった土地50筆のうち田26筆、畑24筆、合計面積は70,933.96㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>6ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、1番についてご説明します。(議案書朗読) 譲受人の経営拡大と譲渡人の農業廃止ということで所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>
議 長	<p>異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の経営拡大と譲渡人の農業廃止ということでの所有権移転売買の申請です。ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということで所有権移転売買の申請です。ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということで所有権移転売買の申請です。以上でございませぬ。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の経営拡大と譲渡人の農業廃止ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	7番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。
事務局	8番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。
事務局	9番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番について説明します。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番を事務局より説明をお願いします。
事務局	13番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人による所有権移転売買の申請です。なお、この案件につきましては先月の総会の折、空き家に付属した農地として指定いたしました農地に係る所有権移転売買に関するものになります。譲受人は久留米市から立花町白木にご家族ともに移住されまして、必要な農機具等は一式所有されております。自家消費程度の野菜の栽培を計画されております。また、取得した農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書も添付されております。以上、ご審議方よろしく申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。
農業委員 21番	はい。
議 長	どうぞ。
農業委員 21番	先程の説明でよく理解できました。ただ、農業でない方が農地を取得することになりますので、規定の中にもどのような状況なのかを農業委員会に報告する義務があるという形になってますので、その点はいつ・どのような形で報告をするのか教えていただきたいです。それと、この空き家の関係を調べると、空き家の登録が、白木にはなかったので番号がわかれば知らせていただきたいです。
事務局	お答えいたします。今後どのような形で報告を行うかにつきましては、また来月の協議会にて回答させていただければと思います。番号につきましては、通知の資料に控えておりますので、そちらの方を確認しましてお伝えしたいと思います。
農業委員 21番	第9条に許可後の調査・指導という項目がございます。適性がある報告を行っていただこうと思いますので、例えば1年おきであるとか、

農業委員 21番 議長	そのあたりも含めて次回でいいのでよろしく願いいたします。 今の回答でよろしいですか。
農業委員 21番 議長	はい。 それでは質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。
事務局	14番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。ご審議方お願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 9ページをお願いします。 続いて番号15番を事務局より説明をお願いします。
議長	15番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の親よりの受贈と譲渡人の子への贈与ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。
事務局	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>16番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権贈与の申請になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番と次の18番は下限面積関連のため、一括して審議いたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>17番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転贈与の申請になります。 続けて18番のご説明になります。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転贈与の申請になります。17番と18番の合計面積と譲受人の耕作面積の合計が4,493㎡となり、下限面積4,000㎡を超えますので問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号19番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>19番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしくご説明いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 11ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が2件、利用権設定の案件が10件ございます。</p> <p>番号1番、（議案書朗読）こちらを譲渡人から譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号2番、（議案書朗読）こちらを譲渡人から譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>12ページから14ページにつきましては、利用権設定の各筆明細となっております。期間は8年2ヶ月から14年2ヶ月までの新規利用権設定、件数10件、利用権設定をする土地37筆、合計面積158,446㎡です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 15 ページをお願いします。
議 長	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市宅間田にあります宅間田公民館より北東へ150mほど進んだ農地になります。農地の区分は宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって第2種農地と判断します。(議案書朗読) この土地を申請人が共同住宅用地1棟8戸として利用する計画です。隣接農地はないため同意はなしです。水利の承諾は取れています。</p> <p>12月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水と同じく北側側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 16 ページをお願いします。
議 長	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。
事務局	ご説明します。申請地は、八女市本村にありますマックスバリュ八女本村店より西へ300mほど進んだ北側に隣接する農地です。農地の区分は宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって第2種農地と判断します。(議案書朗読) この土地を譲受人

事務局	<p>が譲渡人から譲り受けられ、建売住宅用地4区画として販売するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利委員の承諾もとっています。</p> <p>12月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、雨水と同じく南の側溝へ排水されます。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2番について説明いたします。場所は、黒木地区の国道442号線バイパス沿いにありますファミリーマート交差点から北に180mほど進んだ場所にある農地になります。農地の区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を専用住宅用地として利用されるための申請です。水利委員の承諾もあり、隣接する農地は譲渡人の所有地です。</p> <p>11月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽を設置され、西側の道路側溝へ排水される計画で、雨水も同様です。排水に関して特段問題はないと確認しております。以上、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。申請地は、八女市吉田にありますJ A八女北支店より北東へ800mほど進んだところの農地でございます。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じでございます。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられ、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はなく、同意の必要はありません。水利の承諾は取れております。</p> <p>12月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で既存の側溝から南側の水路へ排水され、雨水も側溝から南側水路へ排水されますので、隣接地の影響等、特段問題ないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。申請地は、八女市吉田の国道3号線の吉田交差点より西側へ200m進んだところの農地です。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可でございますが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えております。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地5区画として販売するための申請でございます。隣接する農地は譲渡人の農地で同意は不要であり、水利の承諾はとれています。</p>

事務局	<p>12月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で西側側溝へ排水され、雨水も西側側溝へ排水される計画ですので、隣接地への影響等、特段問題ないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。申請地は、セブンイレブン八女吉田店駐車場の東側に隣接した農地であります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして駐車場用地として利用される申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>12月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については自然流下により西側水路へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題ないと確認いたしております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p>
農業委員 21番 議長	<p>はい。</p> <p>どうぞ。</p>
農業委員 21番	<p>質問なんですけど、セブンイレブンの裏側の道路は農道ですか、それとも普通の道路ですか。結局、申請地をどのようにして駐車場として利用されるのか、駐車場用地というのは基本的には建物を建ててはいけない。これが何年間続くのか。先程とほとんど一緒ですね。例え</p>

農業委員 21番	ば、1年後、2年後駐車場用地として活用しているかどうか、その辺の報告のところはどのようになっているのかを教えてください。
事務局	お答えさせていただきます。まずセブンイレブンから東西に延びている道路だろうと思います。それについては、建設課において市道ということで確認をしております。道路につきましては確かに狭くて、通常であれば軽自動車を通れるくらいかなと思いますけれど、普通自動車も通行している場面も見たことがあることと、譲受人の会社の従業員の駐車場として使いたいということで従業員のほとんどは軽自動車であるということを知っていますので大丈夫だと思います。
農業委員 21番	どこから出入りをするのですか。セブンイレブンの裏側なのでセブンイレブンの土地を通過して駐車場に行くことはできないと思いますが、だから、反対側からしか行くことが出来ないのではないかと思います。それと市道であれば人が通るので、ちょうど僕が行ったときに人が通ってたらわかるけど、そうすると安全・安心なところではないから通っていけない道路になるんだよね、あそこは。あそこは基本的には軽しか通れないので、本当にそれでいいのですか。
事務局	道路については、セブンイレブンの駐車場脇にも市道線が入っていると思います。そこが市道になっておりますので、そこから入る形になるかと思います。
農業委員 21番	分かりました。それと駐車場としての管理・報告についてはまた後日でもよいので、検討いただけたらと思います。そのほかにも駐車場はありますので、安全として、よろしくお願いします。
議 長	今の回答でよろしいでしょうか。
農業委員 21番	はい。
議 長	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。
(異議なしの声あり)	

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5番についてご説明させていただきます。申請地は、八女市本村の八女警察署福島交番より北側へ100mほど進んだところの農地です。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられ、駐車場用地として利用される申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>12月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については自然流下により北側及び南側水路に排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号6番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明させていただきます。申請地は、八女市新庄の今山公民館より南東へ300mほど進んだところの農地です。農地の区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、資材置場及び駐車場用地として利用するための申請でございます。隣接する農地の同</p>

事務局	<p>意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>12月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については自然流下により北側水路に排水されますので隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。</p>
議 長	事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。
農業委員	はい。
21番	
議 長	はい、どうぞ。
農業委員	資料にある二次製品置場というのはどういうものでしょうか。もうすでに建物がここに存在するのならば私は反対です。
21番	
事務局	こちらについては、建物等は建たず単純に資材置き場として確保する場所という形であります。
農業委員	それだけでは別に問題はないと思います。それと資材置場と駐車場になりますので、先ほど言ったような対応等、その報告をいただきたいと思っております。
21番	
事務局	はい。分かりました。
議 長	今の回答でよろしいでしょうか。
農業委員	はい。
21番	
議 長	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。
	異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いしま</p>

事務局	<p>す。</p> <p>7番についてご説明させていただきます。申請地は、八女市国武にあります南国武公民館より東へ50mほど進んだところの農地です。農地の区分は第2種農地と判断します。内容は1番と同じでございます。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられ、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>12月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で西側の側溝へ排水され、雨水も西側水路へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号8番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>8番について説明いたします。場所は黒木町今地区にあります駅跡イベント広場南側の吉泉歯科医院に隣接した西側の農地になります。農地の区分は都市計画法第1条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を貸人と借人との使用貸借権設定の申請です。転用目的は借人の専用住宅用地です。借人は貸人の孫にあたられます。水利委員の承諾も隣接農地の同意もとっております。</p> <p>12月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽を設置され北側の側溝へ排水される計画で、雨水も同様です。排水に関して特段問題ないと確認しております。以上よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号9番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>9番について説明いたします。場所は国道442号線、黒木町田本地区の矢部川に架かる石原橋を渡って右方向へ進んだ込野地区の農地になります。農地の区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が購入され資材置場用地として利用するための申請です。水利委員の承諾もあり、隣接する農地の同意もあります。</p> <p>12月25日に現地調査を行った結果、雨水は排水管を設置され南側の側溝へ排水される計画で、排水に関して特段問題ないと確認しております。以上よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p>
農業委員 21番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
農業委員 21番	<p>先程の件と一緒にすけども、ただ先程は建物ではなかったんですけど、ここには3坪ハウスというものが存在しますが、この件はどのようにして整理をされているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、お答えします。3坪ハウスというのは建設現場等に設置される現場のハウスのことで、ユニット式であり、持ち運びができるものとなっております。</p>
農業委員	<p>よろしいですか。ユニットコンテナは建築物ですか。国土交通省は</p>

2 1 番	<p>迅速かつ任意に移動できない場合は建物。大きさや例えば3坪のところでもそういう形になっているんですけど、それに対して答えてください。分からないから聞いているんですよ。自分が調べたところでは基本的にはそういうものも建物だ。そんな簡単にユニットハウス等はすぐ移動できるものではない。そういう風に国交省は出しているわけですね。大きさの件に関しても3坪というのはルール違反ですよ。ところがそれは基本的には動かさないとなっているんですけど、そのあたりがよく理解できてないのでご説明をお願いしたいということです。</p>
<p>農業委員 2 1 番</p>	<p>僕が言っているのは、あくまでも建物は資材置場と駐車場だけなんです。僕の認識が間違っているならば、間違っているでいいので教えてください。これから皆さんそういうものを申請が上がってきたときにそれを認可するんですよ。だから聞いているんですよ。だから、自分ができる範囲のことは調べたんですけど、そういうような形になっているのでどうなんですか質問しているんですよ。その認識がなさすぎるのではないですか。普通に考えたら、いろいろできるのではないかなというように考えるのですが、法的にはそういうようになっていると国交省が出しているんですよ。それをどう思うように考えているのですかと。農林事務所に聞きましょうか。的確に答えられないなら、的確に答えられるようにしないとだめですよ。これは怒ってるわけでも何でもないんですよ。うちの資材置場も非常に困ってるんですよ。こういう形のところなんですよ。だから僕は非常にシビアなんですよ。僕は農業委員会に要請書も出してます。だから、建物を存在させてはいけないとなっているのにそこに建物を建てた場合どうするのか、基本的にはだめなら元に戻すではないんですよ。</p> <p style="text-align: center;">(委員の中から継続審議の案あり)</p>
事務局	<p>少し、よろしいでしょうか。申請から40日以内に農業委員会からの意見を付して県の方に進達しなければならない関係がございますので、もし3坪ハウスというものを今回の土地利用計画から除外することであれば、資材置場として認められると思うところがございます。そういった場合で、資材置き場として許可相当かどうかご審議いただきたいと思いますがどうでしょうか。</p>

農業委員 21番	<p>あのですね、僕は皆さんが勉強しなくてはいけないし、いろんな取り組みを行わなければならないとずっと言っています。空き家に付属した農地の関係もそうですね。ただ、別のところはそのような取り組みをやっているわけですよ。問題は何かというと、新設だからだめなんです。基本的に新設でなければハウスそのものは通るだろうと私は思います。新設であるがゆえに認められないと僕は思っています。だから今回は農地を転用するということであれば、基本的には新設になるわけです。だから基本的には資材置場としての許容範囲を農地転用の目的から逸脱しているというような議論がでるわけですよ。だから全国的にはそのような取り組みもやってるわけですね。だから、あなたたちは長であるから、変わっていることは理解できてるはずなんだよ。私が言うようにも。農政局から1番最初の許可は八女市の農業委員会ですよ。私は直接的にも電話をしていますよ。だから、そういう形で、例えば3坪はとりあえずずっと受け入れたところでして、申請者が亡くなったところで、ただそれは次に向かうと思うので、最低3年くらいのところで報告させて、気兼ねなくまた審議にかければいいではないですか。私からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、3坪ハウスを土地利用計画から削除して、申請者にそれを報告をして、土地利用計画を修正したうえで許可相当と意見をまとめるという形でよろしいでしょうか。</p>
農業委員 21番	<p>確認は必要だと思います。僕が言ってることは間違っているかもしれないから。僕はそういう風に思ったからどうですかということを行っているんです。私は新設であるならだめだと思います。だからそのあたりは建設課等に確認をしたらどうでしょうか。</p>
議長	<p>すいません。暫時休憩します。</p> <p style="text-align: center;">(暫 時 休 憩)</p>
議長	<p>お待たせしました。それでは引き続き議事を再開いたします。こちらの3坪ハウスにつきましては、申請地内での現場事務所としては使わないということであくまでも移動用の事務所として使用しますということをお申請書に付記させますので、これについての審議方をお願い</p>

農業委員 21番 議長	<p>いたします。</p> <p>いいですか。文面としてはそれでいいので、あとは駐車場や資材置場の利用状況の報告をもらわなければいけないと思います。</p> <p>報告については期間を定めて行かせます。</p> <p>時間を取らせました。すいません。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。 これをもって、本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会宣言 3時20分 ）</p> <p style="text-align: center;">令和3年1月7日</p> <p style="text-align: right;">議長 城後 公一</p> <p style="text-align: right;">15番 増永 勝広</p> <p style="text-align: right;">16番 古賀 則夫</p>
-------------------	--